

瑞穂市ウエディング写真撮影支援金事業実施要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行下において、結婚式や披露宴の実施を断念せざるを得ない夫婦等がウエディング写真撮影を初めて実施した場合に、その経費の一部をウエディング写真撮影支援金（以下「支援金」という。）として支給するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦等 結婚する予定である、又は結婚している2人（事実婚を含む。）をいう。
- (2) 結婚式等 結婚式や披露宴等の結婚セレモニーをいう。
- (3) 配偶者等 夫婦等のうち支援金の申請者でない者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年4月16日の緊急事態宣言以後に婚姻をした、又は予定しているが、新型コロナウイルス感染症を理由に結婚式等が実施できておらず、令和4年2月28日までに結婚式等を実施する予定がない者
- (2) 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに別で定める市内の登録事業所でカメラマンによる婚礼用衣装を着用したウエディング写真を初めて撮影する者
- (3) 申請日時点において、夫婦等の両方又は一方が市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者。また、ウエディング写真撮影を実施した日以後も引き続き1年以上、市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住する予定である者
- (4) 配偶者等を含め、過去に支援金の支給を受けていない者
- (5) 配偶者等を含め、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

以下同じ。)でない者又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)

若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(支給対象経費)

第4条 支給対象経費は、次に定めるところによる。

(1) 支給対象経費は、撮影料、会場使用料、貸衣装代、ヘアメイク・着付け・小物等その他のウェディング写真撮影の実施に直接必要な経費及びデータ・写真購入代のうち、登録事業所に直接支払を行った経費とする。

(2) 支給対象経費に係る消費税については、支給対象経費に加えることができるものとする。

(3) 衣装購入費、親族の貸衣装代等は、支給対象経費としない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、夫婦等1組につき5万円を限度とし、支給対象経費が5万円に満たないものは支給対象経費相当額とする。

(支給申請書類)

第6条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瑞穂市ウェディング写真撮影支援金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票(本人分のみで可。世帯全員の写しは不要)

(2) ウェディング写真撮影に要した経費の内訳が分かる領収書及び明細書等

(3) 振込先口座確認書類(通帳の口座等情報が確認できるもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請受付期間)

第7条 申請の受付期間は、令和3年8月2日から令和4年3月15日までとする。ただし、郵送の場合における受付期限は、令和4年3月15日必着とする。

(支援金の支給方法)

第8条 市長は、申請者からの申請に基づき、支給対象経費等の確認を行い、瑞穂市ウェディング写真撮影支援金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を行った申請者に対して、申請書に

より指定された口座に支援金を支給する。

(支給決定後の申請取下げ)

第9条 市長が前条の規定により支給の決定を行った後、申請書の不備による入金不能等、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が申請者へ確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、既に支給した支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。